



東大阪市立男女共同参画センターで 市民協働事業の募集をします。

市民協働事業は、男女共同参画社会実現のために、市内で活動するグループや団体・市民と、男女共同参画センター・イコラームを運営する指定管理者が協働して、講座や展示・交流会・上映会などの事業を実施するものです。

男女共同参画に関する 事業案を募集！！

あなたの熱い思いがこもった事業案を一緒に実現しませんか。

グループや団体だけでなく、個人での応募も可能です。
事業にかかる費用は主催である指定管理者が負担します。

講座や展示
上映会など

事業の流れ

- ①事業企画実施決定
- ②企画の準備
 - ・実施日と講師の決定
 - ・チラシの作成
 - ・広報
- ③事業実施日
 - ・受付などの講座の運営
- ④事業終了後
 - ・報告書の作成

募集詳細

<対象>

18歳以上の市内在住・在勤・在学の方、または、市内に活動拠点があるグループ

<募集企画数>

年度1企画 ＊審査により決定します。

<実施時期>

令和3年度（令和4年3月末）内に実施

＊実施日は、ご希望に添えない場合もあります。

<応募方法>

所定の応募用紙を男女共同参画センター・イコラームに提出

<応募締切> 令和3年9月8日（水）

<審査日> 令和3年9月15日（水）

※結果については応募者全員に通知します。

※応募用紙の返却はいたしません。

◆市民協働事業について

男女共同参画センター登録団体、その他の市民団体・グループ・NPO 等および市民が男女共同参画社会の実現を目的とし、男女共同参画センター指定管理者と協働して実施する事業です。

◆対象となる事業について

- (1) 男女共同参画社会の実現のために企画された事業であること
- (2) 広く市民に開かれた事業であること
- (3) 各年度内に実施すること
- (4) 営利を目的とした事業でないこと
- (5) 入場料の徴収、物品の販売を伴う事業でないこと

◆協働の対象について

- (1) 東大阪市内に活動拠点があること
- (2) 政治又は宗教活動を主たる目的としていないこと
- (3) 東大阪市立男女共同参画センター条例または同条例施行規則を遵守していること

◆応募方法について

①市民協働事業申請書（様式1） ②市民協働事業計画書（様式2） ③市民協働事業名簿（様式3）

その他参考資料（任意）を添付して、男女共同参画センター・イコーラムに提出してください。

*様式は、男女共同参画センター・イコーラムのホームページからダウンロードできます。

◆選考について

実施要綱に基づき、企画を選考のうえ、応募者に通知します。

◆実施報告について

事業終了後速やかに市民協働事業実施報告書を、男女共同参画センター・イコーラムに提出していただきます。

東大阪市立男女共同参画センター 市民協働事業実施要綱等（要約）

*詳しくは、下記までお問い合わせください。

〈申込・問合先〉

〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-600

東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム

指定管理者：ドーン財団

((一財)大阪府男女共同参画推進財団)

TEL 072-960-9201

FAX 072-960-9207

Eメール ikoramu@nifty.com

URL <http://www.ikoramu.com>



休館日：毎週月曜日（祝日の場合は開館し、その翌平日に休館）
及び年末年始（12月29日から1月3日）



